

## 第6 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
  
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合は、別棟として取扱ってさしつかえないものであること。
  - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合
    - ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。
    - イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。
    - ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、この限りでない。
      - （ア）接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次のa又はbによること。
        - a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
        - b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
      - （イ）（ア）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸（建基法第2条第9号の2（ロ）に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。
    - （ウ）渡り廊下については次のa又はbによること。
      - a 吹き抜け等の開放式であること。
      - b a以外のものについては、次の（a）から（c）までに適合するものであること。
        - （a）建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）

で造ったものであること。

(b) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4 m<sup>2</sup>以下であり、当該部分には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

i 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1 m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

ii 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

ウ 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積は4 m<sup>2</sup>以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備である防火戸（建基令第112条第1項に規定する特定防火設備であるものに限る。以下同じ。）で随時開くことができる自

動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、2(1)ウ(ウ) b(c) iiにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

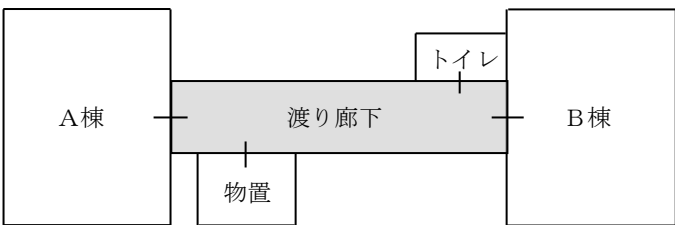
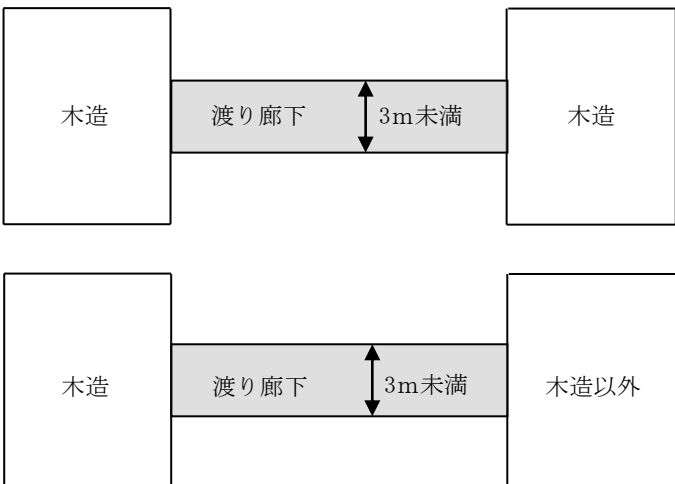
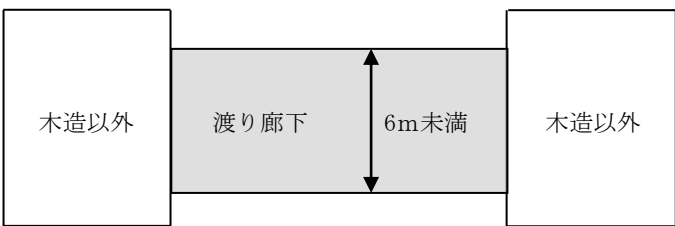
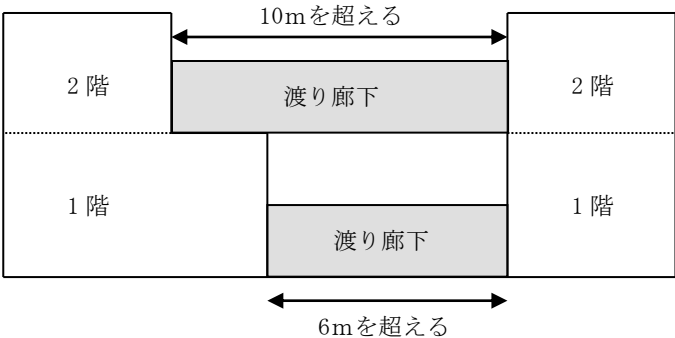
エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

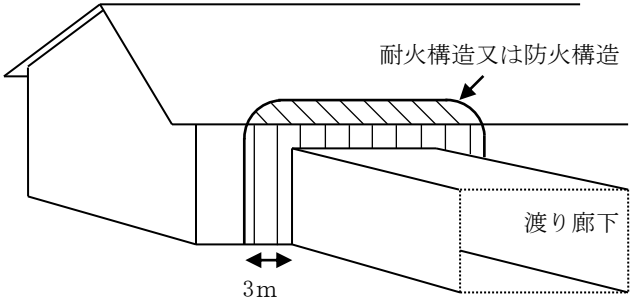
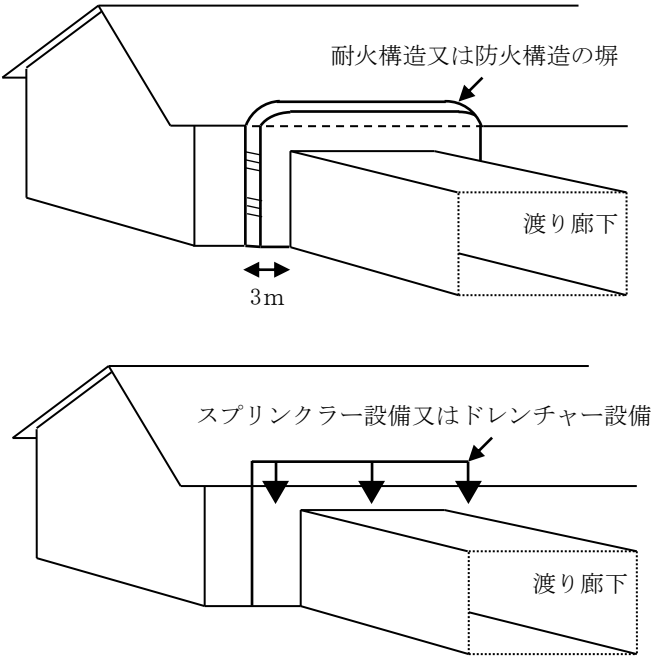



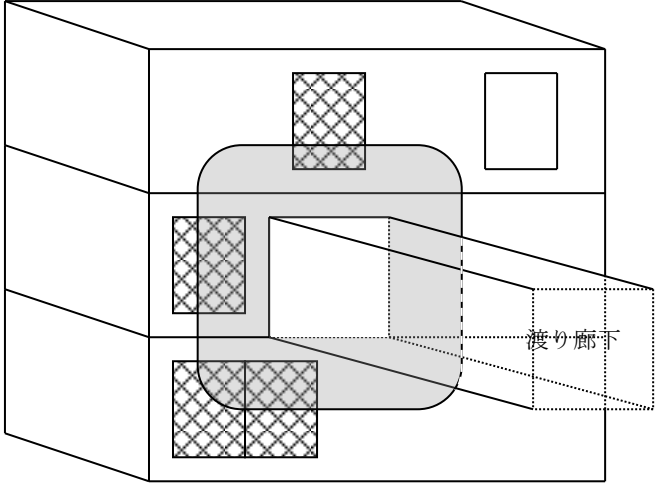
3 その他、判断が困難なものについては、消防予防課長と協議すること。

【参考】図1

2以上の建築物が渡り廊下等で接続されている場合は、原則として1棟として扱われるが、次の(1)~(3)すべてに適合している場合は、別棟として扱ってよい。

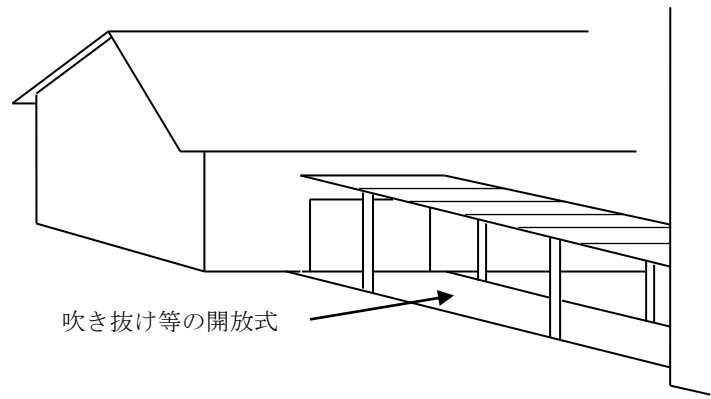
<p>(1) 通行又は運搬の用のみに供し、かつ、可燃性物品の存置、その他通行の支障がない状態にあること。 (右図の場合は認められない。)</p>	<p>平面</p> 
<p>(2) 渡り廊下の有効幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続する一方又は双方の建築物の主要構造部が木造の場合は渡り廊下の幅は3m未満であること。</li> </ul>	<p>平面</p> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続する双方の建築物の主要構造部が木造以外の場合は6m未満であること。</li> </ul>	<p>平面</p> 
<p>(3) 建築物相互間の距離は、1階部分にあつては6mを超え、2階以上の部分にあつては10mを超えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建でも接続されている部分が1階のみの場合は、相互間距離は6mを超えていけばよい。</li> </ul>	<p>立面</p> 

前記(3)に適合しないものであっても、次のア～ウすべてに該当する場合は、(3)と同等の取扱いができるものとする。

<p>ア 接続される建築物、A・Bの外壁・屋根は、渡り廊下の接続部分よりそれぞれ3m以内の部分は、(ア)又は(イ)によること。</p> <p>(ア) 耐火構造又は防火構造であること。</p>	
<p>(イ) 耐火構造若しくは防火構造の塀又はスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で、有効な延焼防止措置がなされていること。</p>	
<p>イ アの外壁、屋根（接続部分より3m以内に限り）には開口部がないこと。（ただし、開口部の合計が4㎡以下で、防火設備である防火戸を設ける場合はこの限りでない。）</p> <p>注：右図は2階の接続部分からとらえた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 開口部</li> <li> 防火設備を設けた開口部</li> <li> 接続部分から3m以内の部分</li> </ul>	

ウ 渡り廊下は次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等開放式であること。

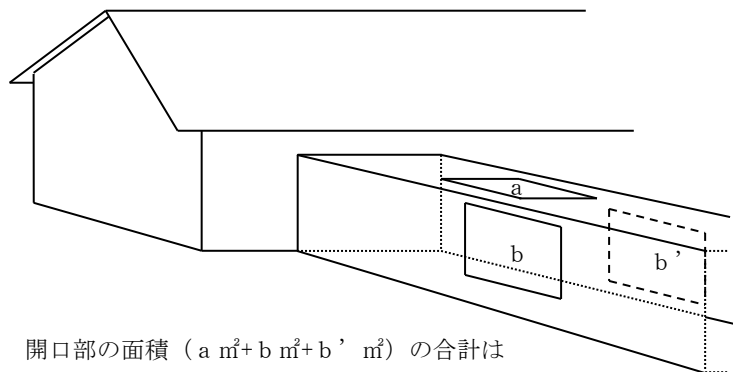
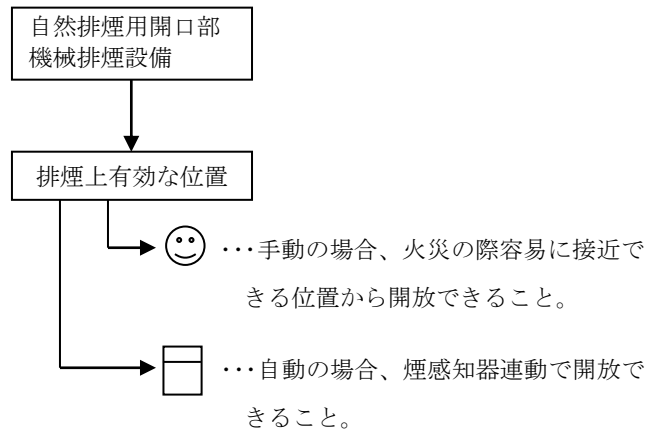
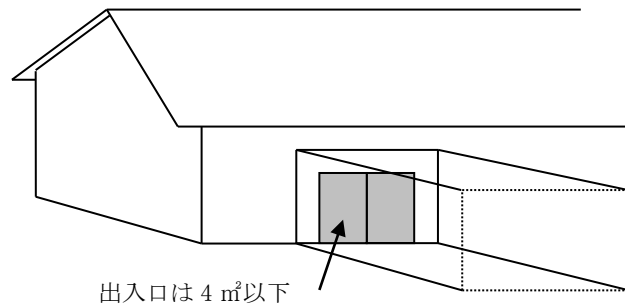


(イ) 開放式以外はA～Cまでに適合のこと。

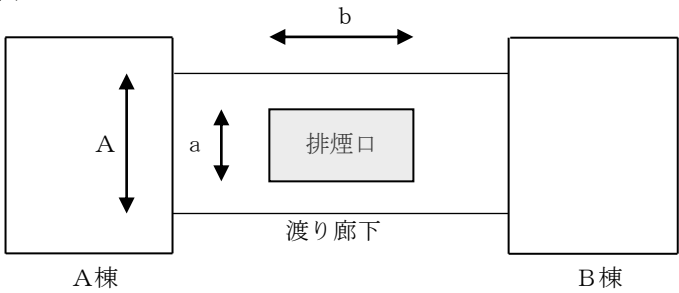
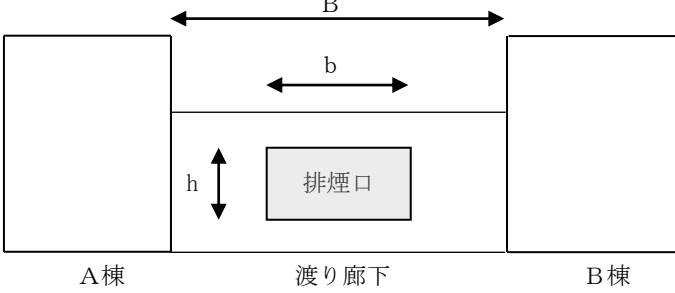
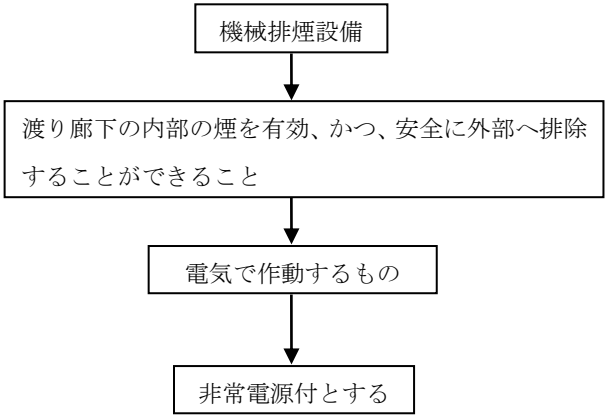
A 構造耐力上主要な部分の構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の部分は準不燃材料で造る。

B 両端の接続部出入口の構造は、面積は4㎡以下で、かつ、防火設備である防火戸を設けること。(自動閉鎖装置付又は煙感知器連動自動閉鎖)

C 自然排煙用開口部又は機械排煙設備を有効に設け、手動又は煙感知器と連動して開放できること。(ただし、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けるときはこの限りでない。)

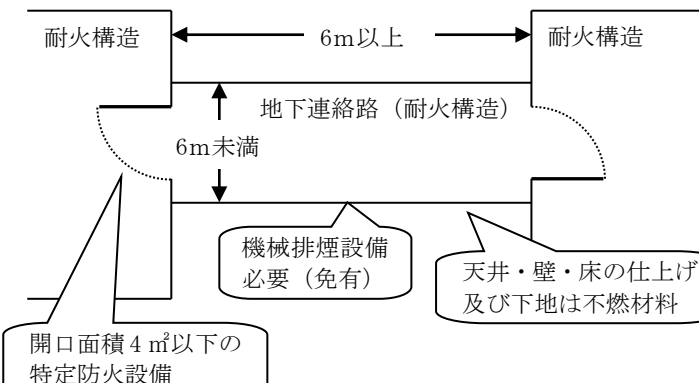
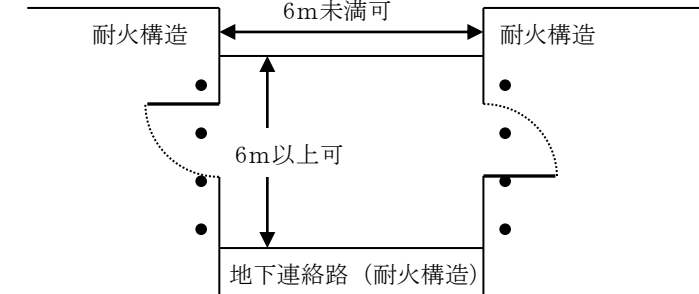


開口部の面積 ( $a^2 + b^2 + b'^2$  m<sup>2</sup>) の合計は1㎡以上とすること。

<p>a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1m 以上のものであること。</p>	<p>平面</p>  <p>(屋根又は天井に設ける場合) 面積<math>\geq 1</math> m<sup>2</sup>かつ、<math>b \geq 1</math>m、<math>a \geq 1/3A</math></p>
<p>b 外壁に設けるものにあつては、その両側に面積 1 m<sup>2</sup>以上かつ、渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。</p>	<p>立面</p>  <p>(外壁に設ける場合) 面積<math>\geq 1</math> m<sup>2</sup>かつ、<math>b \geq 1/3B</math>、<math>h \geq 1</math>m</p>
<p>c 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。</p>	

【参考】図2

地下連絡路で接続されている場合は、次の(1)~(8)に適合すれば、別棟として扱ってよい。

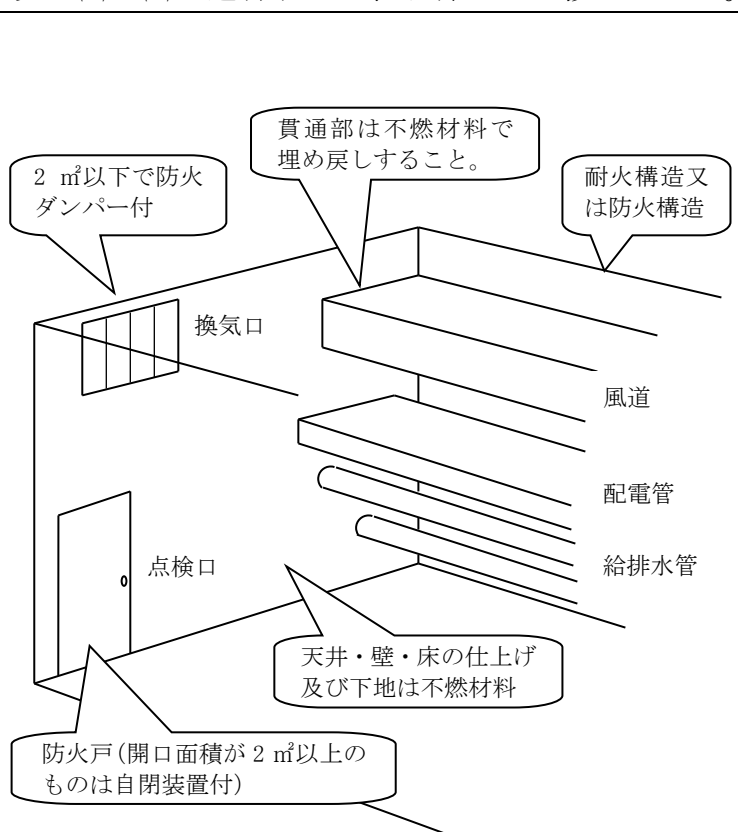
<p>(1) 接続される建築物又は地下連絡路が接続されている階の部分の主要構造部は、耐火構造であること。</p> <p>(2) 通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がないこと。</p> <p>(3) 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。</p> <p>(4) 地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 建築物と地下連絡路とは、地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。</p> <p>(6) (5)の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。</p> <p>(7) (5)の出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。</p> <p>(8) 地下連絡路には、2(1)ウ(ウ) b(c) iiにより排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられている場合は、この限りでない。</p>	<p>平面</p>  <p>(4) スプリンクラー設備等を設ける場合</p>  <p>● スプリンクラー設備又はドレンチャー設備</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



【参考】図3

洞道で接続されている場合は、次の(1)~(5)に適合すれば、別棟として扱ってよい。

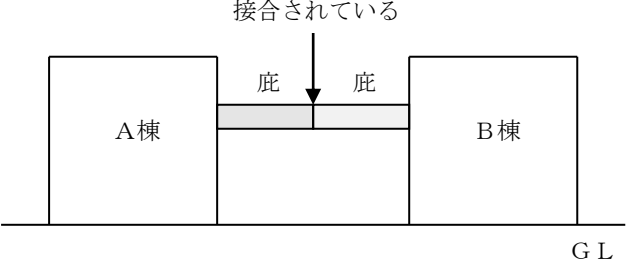
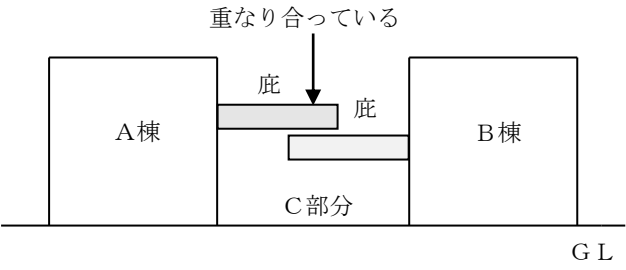
- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
- (4) (1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- (5) (1)の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。



洞道とは、換気・冷暖房用の風道（ダクト）、給排水管、配電管等の配管類電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。

3 棟が庇、軒先で接続された場合の別棟の基準

(1) 棟と棟が庇（軒先を含む。以下同じ。）等により接続された場合は次のように取扱う。

接続状況	判定	図解
<p>ア 庇と庇が接合（溶接など）されている場合は同一棟とする。ただし、2(1)アからウにあてはまる場合は別棟とすることができる。</p>	<p>同一棟</p>	<p>立面</p> 
<p>イ 庇と庇に構造上又は物理的なつながりがない場合は別棟とすることができる。ただし、例(ア)、(イ)にあてはまる場合は同一棟とする。</p>	<p>別棟</p>	<p>立面</p> 
<p>例(ア) a又はb部分に壁又はシャッター等を設け、2面開放されていない場合</p>	<p>同一棟</p>	<p>平面</p> 